新発田広域クリーンセンター 発火検知システム設置工事 仕様書

1　概要

（1）業務名　　新発田広域クリーンセンター　発火検知システム設置工事
（2）作業場所　　新発田市藤掛 625-1
（3）作業内容　　ごみピット内を監視するサーマルカメラ及び発火検知、通知システムの設置（設定含む）

2　仕様

（1） 能力

・カメラ

解像度：2,688×1,520 ピクセル以上（熱画像モジュールは 256×192 ピクセル以上）
最低照度：0.0089Lux
視野角：84.0°　×　43.1°以上（熱画像モジュールは 50.0°　×　37.3°以上）
WDR：120dB 以上
測温範囲：-10℃以下～500℃ 以上
測温精度±2℃ 又は ±2% 以内
動作温度：-10℃以下～70℃ 以上
防塵防水性能：IP67 以上
耐衝撃：IK10 以上

・アラーム監視システム

ごみピット内を監視しているサーマルカメラの情報により任意で設定した温度変化により設置したモニターに状態を表示すると同時に回転灯（パトライト）を点灯させ任意の設定したメールアドレス（３つ以上）に通知する機能を有すること。

（2） 資材

本業務に使用する資材は全て新品とする。（リサイクル品不可）

（3） 施工計画

契約後、速やかに施工計画（工程、仮設、安全管理等）について、監督員の承諾を受けること。

（４） 施工体系図

施工体系図を提出し、施工期間中は現場に備え付けること。

（５） 安全管理

工事においては、監督員と打ち合わせを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じ、必要な対応をすること。

（６） 工程管理

電気、水道等施設の運営上必要な機能を停止する場合は、事前に監督員と日程等を調整し、事故等を防止すること。

（７） 産業廃棄物等の取扱い

ア　廃棄物の種類別に徹底した分別を行うこと。

イ　廃棄物の処理にあたっては、受注者が処理（分別、保管、収集、運搬及び処理）を行い「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき適正に行うこと。

ウ　廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業とする許可を取得しているものに委託をすること。

（８） 一般書類等

着手時及び完了時に監督員の指示により施工計画及び完了に関する書類を提出すること。

（９）保証

本機は引渡し後１２か月以内に設計上及び、製作起因とすると認められた故障の際は、速やかに修理又は部品交換をし、正常なものとすること。ただし、取扱者の過失や保守点検の不備による故障及び、消耗品については対象外とする。

（１０）質疑

本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、監督員と協議してその指示に従うこと。